# 栃木県小山市におけるアライグマの捕獲試験

高橋安則[1)]・新部公亮[2)]
([1)] 県民の森管理事務所、[2)] 元県民の森管理事務所)

The result of the capture examination of the racoon in Oyama city, Tochigi Preture

Yasunori Takahashi and Kousuke Niibe

## １　はじめに

栃木県におけるアライグマの生息状況については、一部の地域を除き低密度ではあるが定着化が進行している侵入初期段階である。県は特定外来生物法に基づく防除実施計画（以下「計画」と言う。）の策定を検討している。計画においては、防除の方法として捕獲に関する記載が必要となるが、栃木県では、アライグマを対象とした許可捕獲の記録はほとんどなく、捕獲技術の普及方法のあり方が課題となっている。

そこで、捕獲実施にあたっての課題を抽出することを目的とし、アライグマの生息が確認されている地域において、カメラトラップを活用した当該種の箱わなによる試験捕獲を行った。

## ２　調査地と方法

調査は、県内で唯一アライグマの繁殖の記録がある小山市大谷地区において、2 つの試験地を設定して行った(図－１)。

試験のながれは、これまでに痕跡や目撃情報があった箇所周辺の広葉樹林内に、カメラトラップ((MOULTRIE 社製 GAME SPY D-55 又は D-50)を設置し、画像により生息が確認された後に、プラスッチクダンボール製のカバーを装着した箱わな(写真－１)を誘引餌(ドッグフード、コーンスナック、ドーナッツ、)とともに 1 箇所あたり ２台(ｳｯﾄﾞｽﾄﾘｰﾑ社製　ﾓﾃﾞﾙ 1089)設置し捕獲を行うこととした。

カメラの設置は、試験地Ⅰ（箇所 B）が 2010 年 11 月 25 日、試験地Ⅱ(箇所 F)が、2011 年 1 月 21 日であった。なお、試験地Ⅱについては、箱わな設置後、一方の箱わなに対してモーションセンサー付きカメラ（PRIMOSU 社製 TRUTH CAM60：検知 1 回あたり 30 秒の動画、撮影後のスリープ時間は 10 秒)を追加で設置して、箱わなを監視した。

箱わなの設置期間は、試験地Ⅰが 2011 年 12 月 23 日から 2011 年 1 月 28 日まで、試験地Ⅱは 2011 年 2 月 3 日から 2 月 14 日であった。

図－１　試験地の位置

写真－１　使用した市販の箱わな

## ３　結果と考察

カメラを設置して最初にアライグマが撮影された日(B:2010 年 12 月 12 日､F2011 年 1 月 21 日)から捕獲開始日までのアライグマの撮影状況は、試験地Ⅰが 0(0 日/33CN)、試験地Ⅱが 0.78(7 日/9CN)であった。

試験地Ⅰの捕獲努力量は、210TN(10TN×21N)であり、アライグマは捕獲されず、25 頭（ネコ:15 頭、イタチ:15 頭、タヌキ:1 頭）の錯誤捕獲があった。試験地Ⅱの捕獲努力量は、16TN(2T×8N)であり、アラグマ１頭が捕獲され､タヌキ１頭の錯誤捕獲があった｡試験地Ⅰではカメラトラップの撮影効率、わなの捕獲効率とも低く、試験地Ⅱでは撮影効率、捕獲効率とも高かったことから、捕獲前にカメラトラップにより出没状況を把握することにより捕獲の実施の判断や、必要な捕獲努力量をある程度予想することができると考えられた。

試験地Ⅱでは完全な捕獲には至らなかったが、前扉のストッパーが降りた状態で、アライグマ２個体の逸走がカメラトラップの画像から確認され、いずれのわなのカバーにも血のついた破られた痕跡があった。誤作動はイヌによるものが２回、単純な設置ミスが原因のアライグマによるものが１回あった。

写真－２　箱わなから脱出するアライグマ

写真－３　アライグマが脱出しようとする時のフレームのゆがみ

逸走したアライグマのうち１頭については、ストッパーの降りた前扉とフレームの隙間に胴体の半分が出ている状態から完全な脱出までの行動が撮影された(写真－２)。もう１頭については、扉が閉鎖されてから約 55 分経過するまでの間、延べ 20 分間の画像が得られ、フレーム側面から前肢を出してカバーを引っ掻く行動、ストッパーが降りた前扉とフレームの隙間から前肢や鼻先を出して逸走を試みる行動などが確認された（写真－３)。

逸走した２個体については、わなを脱出する際に相当のダメージを受けていることが推測されることから、トラップシャイ個体となることが懸念された。トラップシャイ個体は、今後の捕獲が困難になり、アライグマの排除を目標とする施策の大きな支障となることが予想されることから、今回使用した箱わなと同種のわなを使用する場合には、捕獲個体の逸走防止のため、わなのフレームのゆがみを防止する補強対策が必要となる。

今回の捕獲試験では、センサーカメラは、わなの設置箇所の選定、及びわなの監視目的に使用したが、十分にその役割を果たした。特に逸走個体の種の特定についてはカメラ無しでは困難であった。このことから、今後、アライグマ対策を推進するにあたっては、カメラトラップを活用した効率的な監視方法の導入を提案したい。

## ４　謝　辞

今回の捕獲試験の実施にあたっては、わなのみまわり等について、小山市農政課、東野田六軒自治会の皆様に多大なる御協力をいただいた。また、鳥獣管理士の合田浩二氏、小川知加子氏には、調査方法について貴重な助言をいただいた。この場を借りて、厚くお礼申し上げる。